

老発0112第5号

平成29年1月12日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について」の一部改正について

標記の交付金については、「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）により行っているところであるが、今般、同通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成29年1月12日から適用することとしたので、本制度の円滑な実施について特段のご配慮をお願いする。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 先進的事業支援特例交付金 (市区町村を単位として作成する整備計画に対する交付金)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 先進的事業支援特例交付金の交付 (先進的事業整備計画に係る分) 対象事業</p> <p>ア 介護保険法 (平成9年12月17日法律第123号 以下「法」という。) 第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施のために、高齢者の介護予防教室などの多様な集いの場や、見守りや安否確認などの生活支援の活動拠点となる「介護予防・生活支援拠点」を整備する事業</p> <p>イ 既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業</p> <p>ウ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業</p> <p>エ 「介護予防・生活支援拠点」の実施に必要な設備等に要する経費を支援する事業</p> <p>オ 既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業</p> <p>3 基準額</p> <p>先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表1の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額 (社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 先進的事業支援特例交付金 (市区町村を単位として作成する整備計画に対する交付金)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 先進的事業支援特例交付金の交付 (先進的事業整備計画に係る分) 対象事業</p> <p>ア 介護保険法 (平成9年12月17日法律第123号 以下「法」という。) 第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施のために、高齢者の介護予防教室などの多様な集いの場や、見守りや安否確認などの生活支援の活動拠点となる「介護予防・生活支援拠点」を整備する事業</p> <p>イ 既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業</p> <p>ウ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業</p> <p>エ 「介護予防・生活支援拠点」の実施に必要な設備等に要する経費を支援する事業</p> <p>3 <u>交付額の算定方法</u></p> <p>先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表1の第1欄に定める事業の<u>区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</u></p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

新	旧
<p>第3 介護ロボット等導入支援事業特例交付金 1～3 (略)</p>	<p>第3 介護ロボット等導入支援事業特例交付金 1～3 (略)</p>

新

別表1 先進的事業整備計画に基づく事業

(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
介護予防・生活支援拠点整備事業	28,000千円(改修の場合は8,500千円)の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業			
スプリンクラー設備			
1,000㎡未満の場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額 1㎡と2,320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	
300㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		
ア 広域型施設 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人短期入所施設(併設を含む)			
イ 地域密着型施設等 ・特別養護老人ホーム(定員29人以下) ・介護老人保健施設(定員29人以下) ・ 養護老人ホーム(定員29人以下) ・軽費老人ホーム(定員29人以下) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ウ 有料老人ホーム			
エ 生活支援ハウス等(※) ※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設を含む。			
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			
・小規模特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設	14,700千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
・ 養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業(1)地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設	7,370千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		
防犯対策強化事業			
ア 広域型施設 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人短期入所施設(併設を含む)	1,800千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
イ 地域密着型施設等 ・特別養護老人ホーム(定員29人以下) ・介護老人保健施設(定員29人以下) ・ 養護老人ホーム(定員29人以下) ・軽費老人ホーム(定員29人以下) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ウ 有料老人ホーム			
エ 生活支援ハウス等(※) ※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設を含む。			

(2) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
介護予防・生活支援拠点開設準備支援事業	3,000千円	施設数	先進的事業整備計画に基づく事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。

旧

別表1 先進的事業整備計画に基づく事業

(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
介護予防・生活支援拠点整備事業	28,000千円(改修の場合は8,500千円)の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業			
スプリンクラー設備			
1,000㎡未満の場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額 1㎡と2,320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	
300㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		
ア 広域型施設 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人短期入所施設(併設を含む)			
イ 地域密着型施設 ・特別養護老人ホーム(定員29人以下) ・介護老人保健施設(定員29人以下) ・ 養護老人ホーム(定員29人以下) ・軽費老人ホーム(定員29人以下) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ウ 有料老人ホーム			
エ 生活支援ハウス等(※) ※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設を含む。			
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			
・小規模特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設	14,700千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
・ 養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業(1)地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設	7,370千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		

(2) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
介護予防・生活支援拠点開設準備支援事業	3,000千円	施設数	先進的事業整備計画に基づく事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。

新

別表 2 (略)

旧

別表 2 (略)

新

様式第1号

先進的事業整備計画書

計画名称
都道府県名
市町村名

1. 先進的な事業を行うための基礎整備に関する目標

① 介護予防・生活支援拠点整備事業

Table with 2 columns: 具体的な内容, 対象経費の実支出(予定)額, 交付(予定)額

② 介護予防・生活支援拠点開設準備支援事業

Table with 2 columns: 具体的な内容, 対象経費の実支出(予定)額, 交付(予定)額

③ 既存施設のスプリンクラー設備等整備事業

Table with 10 columns: 施設の種類, 施設名称, 設置年月日, 定員数, 補助対象床面積, 交付基準, 算定基準, 対象経費の実支出, 交付(予定)額, 備考

(注1) 複合施設の場合、併設されている施設種別、床面積、及び消防署の指導内容を備考欄に記載すること。

④ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

Table with 10 columns: 施設の種類, 施設名称, 設置主体, 設置年月日, 事業内容, 総事業費, 対象経費の実支出, 交付基準, 交付(予定)額, 備考

⑤ 防災対策強化事業

Table with 10 columns: 施設の種類, 施設名称, 設置主体, 設置年月日, 事業内容, 総事業費, 対象経費の実支出, 交付基準, 交付(予定)額, 備考

担当課名, 担当係名, 担当者名, 連絡先(直通), メールアドレス

旧

様式第1号

先進的事業整備計画書

計画名称
都道府県名
市町村名

1. 先進的な事業を行うための基礎整備に関する目標

① 介護予防・生活支援拠点整備事業

Table with 2 columns: 具体的な内容, 対象経費の実支出(予定)額, 交付(予定)額

② 介護予防・生活支援拠点開設準備支援事業

Table with 2 columns: 具体的な内容, 対象経費の実支出(予定)額, 交付(予定)額

③ 既存施設のスプリンクラー設備等整備事業

Table with 10 columns: 施設の種類, 施設名称, 設置年月日, 定員数, 補助対象床面積, 交付基準, 算定基準, 対象経費の実支出, 交付(予定)額, 備考

(注1) 複合施設の場合、併設されている施設種別、床面積、及び消防署の指導内容を備考欄に記載すること。

④ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

Table with 10 columns: 施設の種類, 施設名称, 設置主体, 事業開始年月日, 事業内容, 総事業費, 対象経費の実支出, 交付基準, 交付(予定)額, 備考

担当課名, 担当係名, 担当者名, 連絡先(直通), メールアドレス

新	旧
様式第 1 号 - 2 (略)	様式第 1 号 - 2 (略)
様式第 2 号 (略)	様式第 2 号 (略)
様式第 3 号 (略)	様式第 3 号 (略)
様式第 4 号 (略)	様式第 4 号 (略)
様式第 5 号 (略)	様式第 5 号 (略)
様式第 6 号 (略)	様式第 6 号 (略)